

大阪府河川事業・ダム事業の事業評価

平成28年7月

大阪府都市整備部河川室

1. 根拠規程・要綱について

大阪府河川事業・ダム事業評価については、以下の要綱等に準拠するものとする。

- ◎ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成 28 年 3 月 31 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目（平成 21 年 12 月 24 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目（平成 22 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の事後評価実施要領細目（平成 21 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（平成 21 年 6 月）
- ◎ 治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月）
- ◎ 各種資産評価単価およびデフレーター（平成 28 年 3 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【本編】（平成 22 年 3 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【別冊】（平成 22 年 3 月）
- ◎ ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 27 年 10 月 28 日改正）
- ◎ 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 28 年 3 月 26 日改正）
- ◎ 大阪府河川整備審議会規則（平成 28 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 大阪府河川整備審議会運営要綱（平成 28 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 今後の治水対策の進め方（報告書）（平成 22 年 6 月）
- ◎ 今後の治水対策の進め方（補足資料）（平成 25 年 3 月）

2. 事業評価の目的・種類

【大阪府建設事業評価審議会における事業評価】

	事前評価	再評価（再々評価）	事後評価
目的	事業実施の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討する。	事業継続の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討する。	事業完了後の効果等の検証を行う。
対象	総事業費10億円以上の新規事業	総事業費10億円以上の事業	総事業費10億円以上の事業
評価時期	・事業の予算化を予定している年度の前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の大幅な変更・・・・・・・・① ・事業採択^{※1}後 5年未着工 ・事業採択^{※1}後 10年継続 ・再評価後 5年継続毎 (事業未着工のものは除く) ・総事業費の大幅な変更 ・その他評価の必要が生じた事業 	・事業完了後 5年以内
評価の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上位計画等における位置付け（優先度を含む。） 2. 事業を巡る社会経済情勢 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 6. 代替手法との比較検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の進捗状況（事業計画等の変更及び今後の進捗見通しを含む。） 2. 事業を巡る社会経済情勢の変化 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 2. 社会経済情勢の変化 3. 事業効果の発現状況 4. 事業実施による自然環境の変化 5. 同種事業への改善措置等（当初計画との相違点及びその原因を含む。）

【大阪府河川整備審議会における事業評価】

	事前評価	再評価（再々評価）	事後評価 (河川整備審議会では審議しない)
審議方法	河川整備計画（案・変更案）の審議・了承	<p>①の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承</p> <p>②の場合は、再評価（再々評価）調書^{※2}により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）。併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施。</p>	大阪府による自己点検

※1 事業採択とは、国の交付金や補助金の手続きを経て事業化すること

※2 「4. 再評価（再々評価）調書」参照

3. 河川整備審議会での事業評価項目

事業評価項目	河川整備審議会				(参考) 大阪府建設事業 評価審議会		
	事前評価及び①の場合		②の場合 (別途、河川整備計画の進捗状況の確認を実施。)	事後評価 (委員会では審議しない)	事前評価	再評価	事後評価 (委員会では審議しない)
	河川整備計画策定に係る審議項目	治水手法の審議と併せて行う審議項目					
(1) 上位計画等における位置付け (優先度を含む)	●				○		
(2) 事業の進捗状況 (事業計画等の変更及び今後の進捗の見通しを含む)	●		●			○	
(3) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	●			●			○
(4) 事業を巡る社会経済情勢 (の変化)	●		●		○	○	
(5) 費用便益分析等の効率性 (※)		●	●		○	○	
(6) 事業効果の発現状況		●		●			○
(7) 安心・安全、活力、快適性等の有効性	●		●		○	○	
(8) 自然環境等への影響と対策	●		●		○	○	
(9) 事業実施による自然環境の変化	●			●			○
(10) 代替手法との比較検討		●			○		
(11) 同種事業への改善措置等 (当初計画との相違点及びその原因を含む。)	●			●			○

※ 上記の(5) 費用便益分析等の効率性の検証に係る費用便益分析の評価方法は、「今後の治水対策の進め方」に基づき、当面の治水目標の設定のための1洪水により算出される純現在価値 (B' - C')、経済的内部収益率 (EIRR) 及び費用便益比「総便益B' / 総費用C'」とし、従来の「治水経済調査マニュアル(案)」に基づく流域をブロック分割し、ブロック毎の被害額をブロック数だけ算定する「総便益B / 総費用C」とは算出方法が異なる。

4. 再評価（再々評価）調書

平成○年度 再評価（再々評価）調書

1 事業概要

事業名	
担当部署	
事業箇所	
再々評価理由	
目的	
内容	
事業費 ()内の数値は 前回評価時点の もの	全体事業費：約 億円（約 億円）（国： 億円、府： 億円） （内訳）調査費等約 億円（約 億円） 【工事費の内訳】 用地費 約 億円（約 億円） 工事費 約 億円（約 億円）
事業費の変更理由	【事業費変動要因の状況】 【他事業者との協議状況】
維持管理費	

2 事業の必要性等に関する視点

	【事前評価時点 H】	【再評価時点 H】	【再々評価時点 H】	【変動要因の分 析】
事業を巡る社会 経済情勢等の変 化				

地元等の協力体制等				
	【事前評価時点 H】	【再評価時点 H】	【再々評価時点 H】	【変動要因の分析】
事業の投資効果 ＜費用便益分析＞ または ＜代替指標＞	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	
事業効果の定性的分析 (安心・安全、活力、快適性等の有効性)	【効果項目】 【受益者】	【効果項目】 【受益者】	【効果項目】 【受益者】	
事業の進捗状況 ＜経過＞ ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	
＜進捗状況＞		・全体 % (億円 / 億円) ・用地 % (億円 / 億円) ・工事 % (億円 / 億円)	・全体 % (億円 / 億円) ・用地 % (億円 / 億円) ・工事 % (億円 / 億円)	

<p>事業の必要性等に関する視点における判定（案）</p>	
-------------------------------	--

3 事業の進捗の見込みの視点

<p>事業の進捗の見込みの視点における判定（案）</p>	
------------------------------	--

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

<p>コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点における判定（案）</p>	
-------------------------------------	--

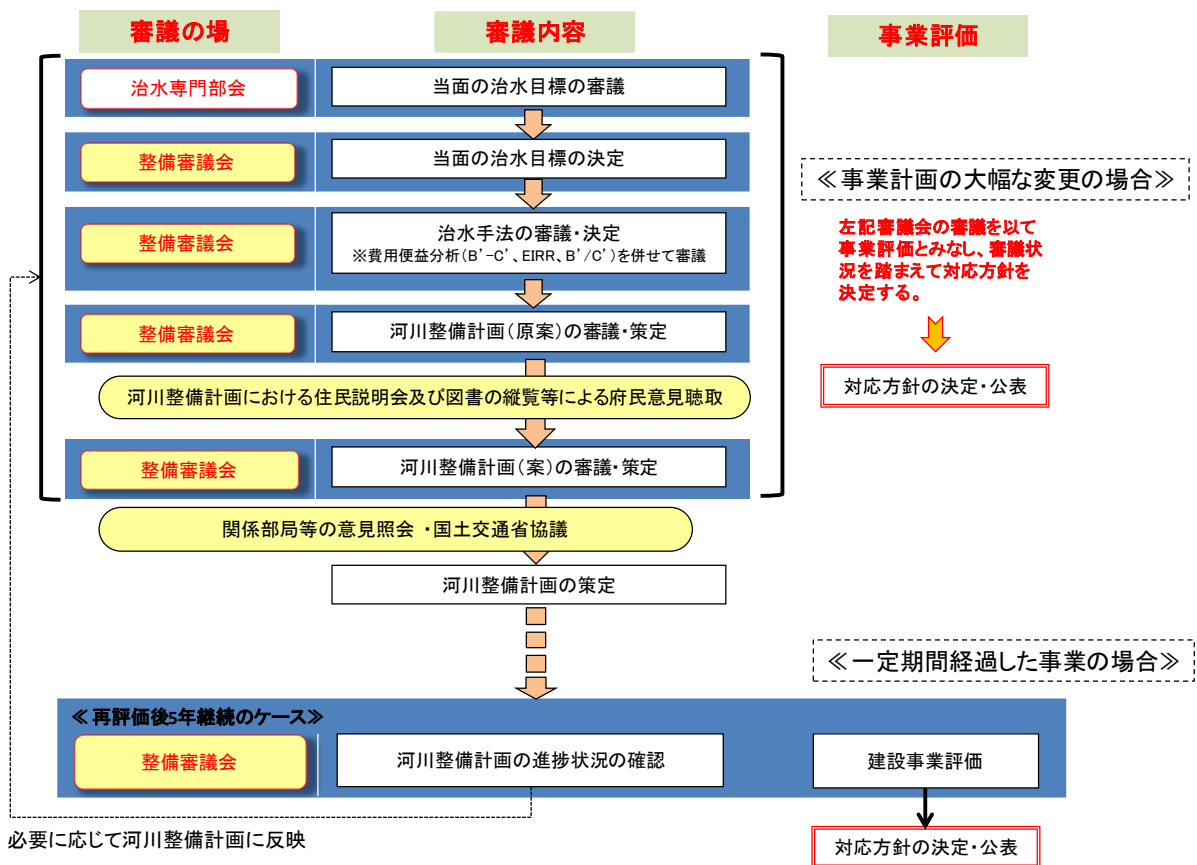
5 特記事項

<p>自然環境等への影響とその対策</p>	
<p>前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応</p>	
<p>その他</p>	<p>【上位計画】</p>

6 対応方針（原案）

対応方針（原案）	<判断の理由>
----------	---------

5. 河川整備審議会における審議フロー



新旧対照表

項目	新（平成 28 年 7 月）	旧（平成 24 年 6 月）
共通事項	大阪府河川整備審議会 大阪府建設事業評価審議会	大阪府河川整備委員会 大阪府建設事業評価委員会
1. 根拠規程・要綱について	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成 28 年 3 月 31 日改正） ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 27 年 10 月 28 日改正） 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 28 年 3 月 26 日改正） 大阪府河川整備審議会規則（平成 28 年 4 月 1 日改正） 大阪府河川整備審議会運営要綱（平成 28 年 4 月 1 日改正） 今後の治水対策の進め方（補足資料）（平成 25 年 3 月）	国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成 23 年 4 月 1 日改正） ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 22 年 9 月 28 日改正） 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 23 年 2 月 16 日改正） — 大阪府河川整備委員会設置要綱（平成 11 年 8 月 23 日施行、平成 22 年 7 月 10 日改正） —
再評価の対象事業	総事業費 10 億円以上の事業	総事業費 1 億円以上の事業
評価時期と審議方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の大幅な変更・・・・・・・・ ① ・ 事業採択^{※1}後 5 年未着工 ・ 事業採択^{※1}後 10 年継続 ・ 再評価後 5 年継続毎（事業未着工のものは除く） ・ 総事業費の大幅な変更 ・ その他評価の必要が生じた事業 <p>②</p> <p>①の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承 ②の場合は、再評価（再々評価）調書^{※2}により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）。併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施。</p> <p>※1 事業採択とは、国の交付金や補助金の手続きを経て事業化すること ※2 「4. 再評価（再々評価）調書」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① { 事業採択後 5 年未着工 事業採択後 10 年継続 再評価後 5 年継続毎 ② その他（事業計画又は総事業費の大幅な変更など） <p>①の場合は、河川整備計画の進捗点検 ②の場合は、河川整備計画（変更案）の審議・了承</p> <p>—</p>

